

合志市美しいまちづくり条例

平成18年2月27日条例第129号

改正

平成28年6月16日条例第15号

合志市美しいまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、郷土を愛し、自然の恵みに感謝し、人と環境が調和した健康で安全かつ快適な生活を営むことができる郷土を次代に引き継ぐため、市、住民等、事業者及び所有者等が一体となり、美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

(1) 住民等 市民、旅行者その他の滞在者及び市内を通過する者をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を営む全てのものをいう。

(3) 所有者等 土地及び建築物（以下「土地等」という。）の所有者、占有者及び管理者をいう。

(4) 不良な状態 廃棄物若しくは人の生命、身体等に危害を及ぼす物質が放置された状態又は空き地がその使用目的に応じ、必要な整備がされていない状態で、次のいずれかに該当するときをいう。

ア 人の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

イ 犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。

ウ その他人の健康で安全かつ快適な生活環境を著しく阻害するおそれがあるとき。

(5) 公共的な場所等 市内の道路、河川、水路、学校及び集会所等の公共の敷地等をいう。

(6) 飲料容器等 空き缶、空き瓶その他飲食料品を収納していた容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物等その他これに類するもので、捨てられることによって散乱の原因になるものをいう。

- (7) 自動販売機 硬貨、紙幣又はこれらに代わるカード等を入れて自動的に目的の物品やサービスが受けられる機械をいう。
- (8) 回収容器 空き缶等を回収する容器をいう。
- (9) 廃棄物 ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体その他の汚物又は不用物等であって、固形状又は液体のものをいう。
- (10) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車、原動機付自転車及び自転車並びに軽車両をいう。
- (11) 放置 正当な権限に基づき置くことを認められた場所以外の場所に、相当の期間にわたり置くことをいう。
- (12) 処理 分別、保管、収集、運搬、再生及び処分等をいう。
- (13) 処分等 撤去又は最終処分することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するものとする。

2 市は、住民等の健康を保護し、生活環境を保全するため、不良な状態の解消並びに廃棄物の投棄、自動車等の放置及び屋外燃焼行為（ゴム、プラスチック類その他燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生する物質を屋外において燃焼させる行為をいう。ただし、焼却設備及び焼却の方法に関する基準に適合し、遵守し、燃焼させる場合を除く。以下同じ。）の防止に努めるものとする。

3 市は、美しいまちづくりのため、住民等、事業者及び所有者等に対して必要な協力を要請し、又は指示することができる。

4 市は、本条の施策の実施に当たっては、関係機関と連携して行うものとする。

（住民等の協力及び責務）

第4条 住民等は、市が実施する美しいまちづくりに関する施策に協力し、自ら地域の環境美化に努めなければならない。

2 住民等は、その居住する土地等を不良な状態にし、公共的な場所等及び他人の所有土地に廃棄物を投棄し、並びに自動車等を放置し、並びに屋外燃焼行為をしてはならない。

3 住民等は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域に存する土地等が不良な状態になることのないよう努めなければならない。

- 4 住民等は、動物を飼養する際ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、害虫等の発生を防止し、他人に迷惑のかからないよう飼養するよう努めなければならない。
- 5 住民等は、連帯してその居住する地域における環境美化意識の醸成を図り、清潔活動に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に伴って生ずる廃棄物、自動車等、施設及び設備を適切に管理するとともに、自らの責任において適正に処理し、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 自動販売機を設置している者は、合志市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年合志市条例第125号）第17条の規定を遵守し、飲料容器等の回収容器を適正に管理し、その周辺的美観保持に努めなければならない。
- 3 広告看板を設置している者は、当該広告看板が周辺の景観を損なうことのないように適正に管理し、その周辺的美観保持に努めなければならない。
- 4 建設業を営む事業者は、当該建設現場はもとより、事業者の資材置場等の美観保持に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地等に廃棄物が捨てられないように清潔保持に努め、不良な状態とならないよう努めなければならない。

- 2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地等に捨てられた廃棄物は、自己の責任において適正に処理し、不良な状態となった場合においては、不良な状態を解消するよう努めなければならない。
- 3 所有者等は、この条例の目的を達成するために、市が実施する施策に協力しなければならない。

(通報)

第7条 住民等は、第4条2項の規定に違反している者及びその事象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長に通報するよう努めるものとする。

- 2 市長は、前項の通報を受けた場合は、必要があると認めるときは、警察等に通報するなど適切な措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第8条 市長は、第4条第2項に違反している又はそのおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に当該土地等に立ち入り、その状況を調査させ、又は当該土地等に居住する者、当該土地等の所有者等その他関係人（以下「調査対象者」という。）に質問させることができる。

2 前項の規定による立入、調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、調査対象者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、次条、第10条及び第16条の規定による指導及び勧告、命令並びに費用徴収の免除の実施のために必要があると認めるときは、官公署に対し、調査対象者の資産及び収入の状況、親族関係、居住関係、保健福祉に関する制度の利用状況並びに当該土地等の所有関係に関して、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

（指導又は勧告）

第9条 市長は、第4条第2項の規定にもかかわらず、土地等が不良な状態にあると認めるときは、当該土地等に不良な状態を発生させている者（以下「原因者」という。）に対して、不良な状態を解消するための措置（以下「改善措置」という。）を行うよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をしたにもかかわらず、なお土地等が不良な状態にあると認めるときは、当該土地等の原因者に対して期限を定め、改善措置を行うよう勧告することができる。

3 市長は、土地等が不良な状態にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該土地等の所有者等に対しても、改善措置を行うよう指導することができる。

（命令）

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告をしたにもかかわらず、なお土地等が不良な状態にあると認めるときは、当該土地等の原因者に対し、期限を定め改善措置を行うよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ第17条第1項の規定による合志市生活環境審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による命令をするときは、当該原因者に対し、命令書を交付しなければならない。

(弁明)

第11条 市長は、前条の規定による命令をしようとするときは、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項に規定する弁明は、弁明書の提出により行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

(公表)

第12条 市長は、第4条第2項の規定に違反した者で、正当な理由がなく次に該当するものに対しては、その氏名及び内容を公表することができる。

(1) 第8条の規定による立入調査を拒み、又は忌避した者

(2) 第10条の規定による命令に従わない者

(行政代執行)

第13条 市長は、第10条第1項の規定による命令を受けた原因者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら改善措置をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を原因者から徴収すること（以下「代執行」という。）ができる。

(廃棄物の認定)

第14条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、自動車等の放置について第8条の規定による立入調査の結果、当該自動車等を放置した者が確認できず、次に該当するときは、当該自動車等を廃棄物と認定することができる。

(1) 機能の一部又は全部を喪失し、本来の用に供することが困難であると認められるもの

(2) 放置されている場所その他の状況から投棄の意思が明らかであると認められるもの

(3) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号票、車体番号その他これに類する標識、車体の刻印若しくは表示が消失し、又は判読が困難な程度に損傷しているもの

2 市長は、前項の規定により当該自動車等を廃棄物と認定したときは、期間を定めその旨を公示しなければならない。

(廃棄物の処分等)

第15条 市長は、前条第2項に規定する期間が終了した日の翌日から起算して、60日を経過したときは、第9条から第13条までの規定にかかわらず、当該廃棄物の処分等を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する処分等を行った後に当該自動車等の放置をした者が判明したときは、その者から処分等に要した費用を徴収することができる。

(費用徴収の免除)

第16条 市長は、第13条に規定する代執行又は前条第2項に規定する廃棄物の処分等に要した費用の請求を行った場合であって、費用の徴収をしないことが適切であると認めるときには、費用の徴収を免除することができる。

(審査会)

第17条 市長は、市民の良好な生活環境を損なう原因となっている土地等の状態及びその対応方針について審査するため、市長の諮問に応じて審査会を設置する。

2 審査会は、不良な状態の判断及びその解消について、市長に意見を述べるができる。

3 審査会は、市長の諮問に係る審査が終了したときは、廃止されるものとする。

4 審査会は、優れた見識を有する者のうちから、委員7人以内をもって組織する。

5 委員は、第3項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

6 委員又は委員であった者は、職務上知ることができた情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の合志町美しい町づくり条例（平成12年合

志町条例第24号)又は西合志町美しい町づくり条例(平成12年西合志町条例第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年6月16日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の合志市美しいまちづくり条例の規定によってなされた手続、処分その他の行為はこの条例による改正後の合志市美しいまちづくり条例の相当規定になされた手続、処分その他の行為とみなす。

(合志市特別職等の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 合志市特別職等の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年合志市条例第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)